

平成 25 年度社会教育功労者候補者の選考について

千葉市社会教育功労者顕彰要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、本市における社会教育の振興及び発展について、功績の顕著であった個人または団体（以下「社会教育功労者」という。）の顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の基準)

第2条 顕彰は、社会教育関係団体の関係者その他の個人若しくは本市教育委員会の附属機関（これに準ずるものを含む）の構成員又は社会教育関係団体で、次の各号の一に該当するものに対し行うものとする。

- (1) 多年にわたり社会教育の振興及び発展に寄与し、その功績が特に顕著であったもの。
- (2) 社会教育の振興及び発展に寄与し、その功績が特に顕著であったもの。

(顕彰の方法)

第3条 顕彰は、感謝状を授与して行うものとする。この場合において個人に係わる顕彰にあっては、記念品をあわせて授与するものとする。

(追彰)

第4条 社会教育功労者として顕彰に値するものが死亡したときは、追彰することができる。この場合において、顕彰は、その者の遺族に対して行うものとする。

(推せん依頼等)

第5条 教育長は、社会教育関係団体等の長に対し、社会教育功労者として顕彰に値するものの推せんを依頼するものとする。

2 社会教育関係団体等の長が推せんしようとする時は、推せん書（様式1号）に功績調書（様式2号）を添付して教育長に提出するものとする。

(顕彰を受けるものの選考)

第6条 社会教育功労者として顕彰に値するものの選考については、千葉市社会教育委員の会議において審査する。

(顕彰を受けるものの決定)

第7条 顕彰を受けるものは、第2条第1項各号に掲げるものについて、千葉市社会教育委員が会議により作成する社会教育功労者名簿に基づき、教育長が決定する。

(登録等)

第8条 社会教育功労者として顕彰を受けたものは、社会教育功労者顕彰名簿（様式3号）に登録するものとする。

2 登録されたものに、顕彰にふさわしくない行為があった場合は、社会教育功労者顕彰名簿から抹消するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、社会教育功労者の顕彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

社会教育功労者候補者選考基準

1 目的

この基準は社会教育功労者顕彰候補者を選考するために必要な事項を定めるものである。

2 選考基準

本市社会教育の発展に尽力した個人、団体で下記事項に該当するもの。また、受賞を契機に今後一層の活躍を期待できるもの。

(1) 一般部門　社会教育に永年功績があった個人、団体。

○個人　団体等の指導者として、永年功績が顕著で、すぐれた社会教育活動に値するもの。

○団体　社会教育関係団体として自主的で、永年健全な運営により、すぐれた社会教育活動に値するもの。

※年数基準　社会教育に携わった年数が10年以上の個人及び団体。

(但し、個人に関する市PTA連絡協議会・市青年協議会に限っては5年以上とする。)

①団体連合組織下の個人、団体

- 例　・千葉市子ども会育成連絡会
　・ボイスカウト日本連盟千葉県連盟千葉地区
　・ガールスカウト日本連盟千葉県支部千葉地区協議会
　・日本海洋少年団千葉市連盟　　・千葉市青年協議会
　・千葉市地域婦人団体連絡協議会　　・千葉市女性グループ連絡会
　・千葉市ボランティアグループ連絡会
　・千葉市PTA連絡協議会　　・千葉市文化連盟
　・千葉市少年スポーツ連盟　　・千葉市スポーツ少年団

②審議会等の構成委員

- 例　・千葉市公民館運営審議会及び公民館運営懇談会
　・千葉市児童文化センター運営審議会　・千葉市図書館協議会
　・千葉市青少年センター運営審議会
　・千葉市文化財保護審議会　　・千葉市博物館協議会

③社会教育で得た成果をふまえ、地域連帯の輪を広げる努力や、ボランティア活動に活かしている学習グループ等の個人、団体

例　・公民館のクラブ・サークル等で学んだ成果を活かし、継続的に社会福祉施設等でボランティアとして実践し、その実績が客観的に認められている。

　・公民館、図書館活動等でリーダーとして優れた指導性を發揮し、地域活動やボランティア活動に積極的に取り組み、他の模範となっている。

(2) 特別部門　個人、団体を問わず、また一般部門の年数基準にかかわらず社会教育活動に卓越した業績を有するもの。

①生涯学習、ボランティアの基本理念を有し、特に市民の社会教育活動に波及的効果をもたらすもの。

3 選考除外基準

(1) 既表彰者は、原則として除外する。

(2) その責に帰すべき行為で、著しく名誉を失ったと認められたとき。

(3) 特定の政治的意図を持った活動や、営利的・宗教的活動。

特別部門についての解説

1 特別部門の受賞対象となる条件

- (1) 社会教育で得た成果をふまえ、地域連帯の輪を広げる努力をしている。
- (2) 社会教育で得た成果をふまえ、ボランティア活動にいかしている。

例　・公民館の料理、和裁等の講座で学んだ成果を継続的に老人ホームのボランティアに活用し、自己の充実に努めている。
・公民館、図書館活動等でリーダー（グループ）として、指導的立場で地域活動の模範的な成果がみられ、連帯の輪を拡大している。

- (3) 団体活動として、会員の学習や地域活動に積極的にとりくんでいる団体で、一時的でなく継続性をもち、今後の活動が期待される。

2 特別部門の受賞対象にはならない条件（個人・団体）

- (1) 学習活動の成果は認められるが、排他的、閉鎖的で他との協調性に乏しい。
- (2) 特定の政治的意図を持った活動や、営利的・宗教的活動。
- (3) 専制的で民主的運営がされていない。
- (4) 自主性に乏しく、受け身の存在である。
- (5) 社会教育、文化活動の希薄な活動内容。
- (6) 他に公序良俗に反する行為があった場合。

第58回千葉市社会教育功労者感謝状贈呈式開催要項

1 趣 旨 近年、社会の急激な変化にともない、市民の学習ニーズや社会が解決を必要とする学習課題の多様化・高度化が顕著となり、これまで以上に社会教育の重要性が認識されている。

本事業は、千葉市の社会教育の発展に尽力された個人・団体を顕彰し、日頃の優れた実践活動や学習成果を市民に広め、本市社会教育のより一層の振興を図ろうとするものである。

2 主 催 千葉市教育委員会

3 日 時 平成25年11月10日（日）
10：00～11：30（受付9：30～）

4 会 場 千葉市生涯学習センター 2階ホール
〒260-0045 千葉市中央区弁天3-7-7 電話 043-207-5811
《交通》JR千葉駅から徒歩8分、千葉都市モノレール千葉公園駅から徒歩5分

5 参加対象 社会教育関係団体会員、社会教育関係施設で実施された学級・講座等の受講者、各種諮問機関等委員、社会教育関係職員、その他社会教育に関心があり本事業の趣旨に賛同する者（顕彰者を含み約300名）

6 日程予定 受付 ・・・・・・・・・・・・ 9：30～10：00
感謝状贈呈式 ・・・・・・・・・・・・ 10：00～10：45
(1) 主催者挨拶
(2) 感謝状贈呈
(3) 来賓祝辞
(4) 来賓紹介
(5) 受賞者代表謝辞
実践発表 ・・・・・・・・・・・・ 10：45～11：15

7 その他の注意 (1) 会場には、公共交通機関にてお越しください。
駐車場は、満車の状態が多く、駐車場への入場に多くの時間が必要となります。
(2) 式には平服でご出席ください。
(3) 受賞者ご本人が欠席される場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。

